

輸入(納税)申告書

(マニフェスト通関用)

申告番号
～
計 件

申告年月日宛 先 長殿船(取)卸港輸入者積載船(機)名住所氏名 別紙のとおり入港年月日(名称及び代表者の氏名)電話番号原産地代理 人積出地住所氏名MAWB番号別紙のとおり(一のMAWBを仕分けて申告する場合、
HAWB番号:別紙のとおり)電話番号蔵置場所仕出人貨物運送場所の所在地住所氏名 别紙のとおり及び名称等 別紙のとおり品名 别紙のとおり通販貨物等識別 別紙のとおり数 量 别紙のとおり申告価格 别紙のとおり関税額 0円(関税定率法第14条第18号の規定に基づき免税)通販貨物に該当する場合、消費税額 0円プラットフォームの名称等 別紙のとおり(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律
第13条第1項第1号の規定に基づき免税)※許可印・許可年月日

※受理	※審査	※収納	通關士記名

- (注) 1. 「MAWB」: Master Air Waybill、「HAWB」: House Air Waybill
 2. ※印の欄は記入しないでください。
 3. 「申告番号」欄には、House Air Waybill番号ごとに付した申告番号を「〇〇～〇〇」と記載し、その合計件数を「計〇〇件」と併記する。
 4. この申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、輸入許可後、税関長の調査により、この申告による税額等を更正することができます。
 5. この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求することができます。